

## 日本銀行金融研究所アーカイブ活動報告（平成 30 年度）

### I 概況

日本銀行金融研究所アーカイブは、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号、以下「公文書管理法」という。）および同法施行令に基づき内閣総理大臣から「国立公文書館等」としての指定を受け、歴史的公文の収集、保存に関する業務および利用請求への対応を行っている<sup>1</sup>。

### II 主な活動実績

#### 1. 歴史的公文の受入・保存の状況

##### (1) 受入・整理

平成 30 年度は、日本銀行内の各部署等から 2,027 冊の歴史的公文を受入れた。このほか、寄贈資料についても整理・受入を進め、平成 30 年度末時点における目録掲載冊数は、101,553 冊となった。

##### (2) 保存に関する取り組み

明治・大正期に作成された紙資料を中心に、劣化が著しい資料 35 冊について保存措置（修復、複製マイクロフィルムの作成およびデジタル版の作成等）を実施した。

このほか、平成 30 年度に受入れた歴史的公文を中心に、中性紙保存箱への収容を進めた。

#### 2. 歴史的公文の利用状況

##### (1) 利用請求および利用決定等

一般からの利用請求を 103 件受け、前年度請求分を含め、利用決定等を 92 件行った。利用決定等の内訳は、下表（次頁）のとおりであった。

---

<sup>1</sup> 公文書管理法の下で定められた「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）を踏まえ、日本銀行金融研究所アーカイブでは「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」を制定し、これに基づいて運営している。

利用請求および利用決定等の状況（平成 30 年度中）  
（件）

利用請求	103
利用決定等	92
全部利用決定	85
一部利用決定	7
利用不可	0
延長をしなかったもの（30 日以内に利用決定したもの）	91
30 日以内の延長を行ったもの	1
特例延長を行ったもの	0
取下げ	3
処理中（年度末時点）	18

**(2)利用状況**

一般の利用については、利用者がアーカイブ閲覧室において閲覧したものが 62 件、写しの交付による利用が 77 件であった。

また、日本銀行内における業務利用<sup>2</sup>の件数は 2,802 件であった。

**(3)利用促進に係る取組**

アーカイブホームページについて、利便性向上を企図してリニューアルを実施した。

**3. アーカイブ所蔵資料を用いた展示**

日本銀行金融研究所貨幣博物館において、「アーカイブの仕事」コーナーを設置し、日本銀行定款や帳簿、本店建物等の写真を掲載したパネル、日本銀行営業免状等のレプリカを常設展示しているほか、特別展「明治期の日本銀行の風景—本店支店のたたずまい—」（平成 30 年 9 月 4 日～12 月 6 日開催）において、日本銀行開業当時の本店建物である「旧北海道開拓使出張所（開拓使物産売捌所）設計図」等を展示した。また、日本銀行旧小樽支店金融資料館および日本銀行本店見学ルートの常設展示において、アーカイブ所蔵資料を用いて作成したパネルの展示を行っている。

以 上

<sup>2</sup> 日本銀行金融研究所アーカイブでは、移管元が日本銀行内の各部署であることから、行内の各部署による業務利用が、公文書管理法第 24 条における「移管元行政機関等による利用」に相当するものと整理している。